

学習者用端末の使用に係る留意事項

岩国市教育委員会学校教育課

学習者用端末等の使用については、以下の点に注意してください。

□公序良俗に反することや、違法行為、生活リズムを崩すような使用をせず、学習のための端末にふさわしい使用ができるよう、御家庭での見守りをお願いします。なお、市教委や学校において、指導の一環として、学習者用端末の通信記録やWebアクセスの履歴等を確認・調査することがあります。

□御家庭でのインターネット接続に係る通信料や充電に係る費用は、御家庭での負担をお願いします。

□学習者用端末の利用に当たって、以下の事項の遵守をお願いします。

- ・学習者用端末には、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングや、学習者用端末等を紛失した際に端末を保護する仕組み、学習に不要な機能を制限する仕組み等を導入しています。それらの設定等を変更しないでください。
- ・他人への転貸(また貸し)や転売をしないでください。
- ・必要なアプリは管理システムから配信するようにしています。自分でアプリをインストールしないでください。
- ・精密機器につき、乱暴に取り扱ったりせず、丁寧な取扱いをお願いします。

これらの事項が守られず、学習者用端末が正常に使用できる状態ではなくなった場合には、弁償等をしていただくことがあります。

□学習者用端末等について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、その指示に従ってください。また、それらの事由が児童生徒や家庭内での故意または重大な過失によって生じたと認められる場合には、御家庭で費用を負担していただくことがあります。なお、盗難被害や加害行為に遭った場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。